

平成25年  
4月1日  
～

# 市役所窓口での証明書などの手数料の一部変更および市内施設の使用料の減免規定の見直しを行います

市では、昨年12月の第4回桜川市議会定例会で関係する条例改正(案)が可決されたことにより、平成25年度から市内各施設の使用料の減免規定の見直しの実施と、窓口での各種証明書などの交付手数料を一部変更いたします。

これら市内施設の使用料の減免規定の見直しや証明書などの手数料の一部改正は、「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」により、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する受益者負担の原則に基づき、本年4月1日から実施いたします。

■問合先／市役所（☎ 58-5111・75-3111 代表）

## 【手数料改正の一覧表】

種類	手数料の名称	単位	現行料金(円)	新料金(円)
住民票	住民票の写しの交付	件	200	300
	住民票の写しの交付(11人以上)3枚	件	600	500
	広域住民票の写しの交付	件	200	300
	広域住民票の写しの交付(11人以上)3枚	件	600	500
	住民基本台帳一覧表の閲覧手数料	件	200	300
	戸籍の附票の交付手数料	件	200	300
	住民票又は戸籍の附票の記載事項証明手数料	件	200	300
	身分に関する証明手数料	件	200	300
	不在籍、不在住に関する証明手数料	件	200	300
印鑑登録	印鑑登録証明書交付手数料	件	200	300
地縁団体	認可地縁団体の告示事項に関する証明手数料	件	200	300
	認可地縁団体の印鑑登録に関する証明手数料	件	200	300

■問合先／市民課（内線 2234）・総合窓口課（大和庁舎 内線 1131・真壁庁舎 内線 3113）

税務	住民税決定証明書・非課税証明手数料	件	200	300
	所得証明書手数料	件	200	300
	納税証明書手数料	件	200	300
	土地・家屋評価証明書手数料	件	200	300
	土地・家屋公課証明書手数料	件	200	300
	資産証明書手数料	件	200	300
	固定資産現況証明手数料	件	200	300
	家屋所在証明手数料	件	200	300
	車庫証明書用土地所在証明書手数料	件	200	300
	固定資産課税台帳閲覧手数料	件	200	300
	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	枚	200	300
	狩猟者登録税証明手数料	件	200	300

■問合先／税務課（内線 1114）・総合窓口課（岩瀬庁舎 内線 2213・真壁庁舎 内線 3113）

種類	手数料の名称	単位	現行料金(円)	新料金(円)
墓地	改葬許可申請手数料	件	200	300
狂犬病	狂犬病予防注射済票再交付手数料	件	200	300

■問合先／環境対策課（内線 2286）

農林	農用地区域内・区域外証明手数料	件	200	300
----	-----------------	---	-----	-----

■問合先／農林課（内線 3162）

地籍調査	地籍図（復図）	枚	200	300
	境界点番号図	枚	200	300
	集成図（A3）	枚	200	300
	集成図（A2）	枚	300	400
	集成図（A1）	枚	400	500

■問合先／建設課（内線 1185）

その他	公簿、公文書、図面による証明及び公簿、公文書、図面による閲覧照会	枚	200	300
	公簿、公文書、図面の謄本・抄本交付手数料	枚	200	300
	その他の証明	枚	200	300

### （証明書などの手数料）

現在、手数料は実際にかかる経費に対して、低い金額で設定されたものもあります。低い設定の金額では、実際の経費との差額分を利用しない人の税金で賄うことになり、公平性が保たれなくなるため、すべての手数料について見直しを行い、経費に見合った金額とします。

### （施設の使用料）

現在の施設使用料については、多くの団体が無料となっています。使用料は大部分が税で負担されている状況であり、利用しない方との「負担の公平性」が図られていない状況です。そこで、原則有料で免除は特例であるという基本方針のもと、利用者の方に適切な負担をしていただくこととなります。

※施設の使用料については、ご利用になる施設にお問い合わせください。また、手数料改正の一覧表は、金額が変更になるものだけを掲載しました。詳しくは各担当課までお問い合わせください。